

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第 3 4 号

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例

うるま市附属機関設置条例（平成 1 7 年うるま市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市環境基本計画 策定委員会	うるま市環境基本計画の策定に関し必要な事項 を調査審議すること。
---------------------	-------------------------------------

」を

「

うるま市環境基本計画 策定委員会	うるま市環境基本計画の策定に関し必要な事項 を調査審議すること。
うるま市津堅島地域活 性化協議会	津堅島の活性化及び移住・定住促進に関し必要な 事項を協議すること。

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年うるま市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市墓地等審議会 委員	知識経験者	日額 8, 0 0 0
	その他	日額 4, 0 0 0

」を

「

うるま市墓地等審議会 委員	知識経験者	日額 8, 0 0 0
	その他	日額 4, 0 0 0
うるま市津堅島地域活 性化協議会委員	知識経験者	日額 1 0, 0 0 0
	その他	日額 4, 0 0 0

」に

改める。